

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内大字名）	作成年月日	直近の更新年月日
橋本市	恋野地区 （恋野、赤塚、上田、中道、須河、只野、彦谷、谷奥深、北宿、南宿）	令和3年3月5日	—

1. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	172ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	95ha
③ アンケート調査等に回答した地区内における70歳以上の農業者の耕地面積の合計	61ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	32ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.53ha
（備考）	

2. 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ○若者の農業者が減少し、高齢化が進んでおり、後継者の目途が付いていない農地が点在する。 ○後継者が決まっていない農地が多く、地区内の中心経営体や意欲的な農業者だけでは引き受けきれない。 ○果樹畑は傾斜地での作業となるため農作業に時間と労力を要するが、農業収入が少ない。 ○イノシシやシカなどの鳥獣被害が多く、現在の鳥獣害対策補助事業で対応できない。

3. 対象地区内における中心経営体や意欲的な農業者への農地集約に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> ○各農地の水系を考慮した上で、地元の農業者が優先的に農地集約を担っていく。 ○農地中間管理事業を活用して、新たに入作を希望する農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。 ○今後も将来農業について話し合える場を作り、人・農地プランに反映させていく。
--

4. 3の方針を実現するために必要な取り組み（任意記載事項）

<p>（水系を活用した集約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水利組合など地元の農業者が共同化を図るなどして、水系の中から引き受け手を探していく。 そのためには、水系ごとの賃貸借希望農地の把握に努める。 ○水系内に利用希望者が現れない場合は、農地中間管理機構を通じて入作を希望する農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。 ○まとまった農地の借受希望があれば、用水の確保等に集落として協力していく。 <p>（鳥獣被害防止対策の取組方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域による鳥獣害対策（電気柵の設置や追い払い等）に取り組む。
--

実質化された人・農地プラン

現行制度以外に利用可能な制度があれば、それを活用し山からイノシシが出てこないようにフェンスを張る。

(特産品や新規作物の導入)

- 恋野米は紀北川上農業協同組合を通じてブランド米の生産をさらに拡大する。
- 野菜は販路を開拓し、安定した収入を目指す。
- 地域ごとに特産品となる農作物を作り、所得向上につなげていく。

(農業者への支援)

- 地域のリーダーとなる農業者の育成を行う。

(水田以外の農地利用)

- 果樹は現在の樹木を改植等することで販売単価の向上を目指す。

(農地中間管理事業の活用方針)

- 農地中間管理事業に関して、分かりやすく広報活動を行うことで制度の理解と利用の促進を図る。
- 耕作放棄地にならないように守っていく農業重点地域を地域ごとに作り、重点地域に対して農地中間管理事業や鳥獣害対策を推進していく。

5. 各集落からの意見 (任意記載事項)

〈方針を実現するために必要な取り組み〉

- 借り手が見つかった場合でも、農地の管理をしっかりしてもらえなければ貸した農地が荒れるだけでなく、周辺の農家にも迷惑をかけることもあるので、農地中間管理事業の活用が必要と思う。

実質化された人・農地プラン

(参考) 中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		水稲、露地野菜、露地果樹	96a	水稲、露地野菜、露地果樹	295a	恋野
認農		露地野菜	74a	露地野菜	74a	恋野
認農		施設果樹、露地果樹	327a	施設果樹、露地果樹	362a	橋本、恋野
認農法		施設林産物	69a	施設林産物	69a	恋野
到達		水稲、露地野菜、露地果樹	119a	水稲、露地野菜、露地果樹	119a	橋本、恋野、学文路
認就		露地果樹	201a	露地果樹	250a	橋本、山田、隅田、恋野、学文路、市外
認就		露地野菜、露地果樹	180a	露地野菜、露地果樹	180a	山田、恋野、学文路、高野口、応其、市外
認就		露地野菜	12a	露地野菜、露地果樹	82a	隅田、恋野
8人		10.78ha		14.31ha		

※認農：認定農業者 / 認農法：認定農業法人 / 到達：基本構想水準到達者 / 認就：認定新規就農者

(参考) 地区内において意欲的に農業に取り組んでいく意向のある農業者

農業者	現状		備考
	経営作目	経営面積	
	水稲、野菜	42a	アンケート
	水稲、野菜	132a	アンケート
	水稲、野菜、果樹	91a	意見書
	野菜、果樹	119a	農地中間管理事業
	野菜	87a	農地中間管理事業
	水稲	111a	農地中間管理事業
6人			